

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

1. 改正の趣旨

地方税法等の一部改正及び同法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部改正に伴い、関係税目の細目について、所要の規定の整備等を行うもの

2. 主な改正の内容

- 不動産取得税、固定資産税、事業所税等に係る非課税措置及び課税標準の特例措置等について、特例の対象となる土地・建物等の細目を定めること
- 個人住民税の寄附金控除が新設されたことに伴い、当該控除の適用を受けようとする者が提出する申告書の様式等を定めること
- 公的年金からの個人住民税の特別徴収制度が新設されたことに伴い、市町村と年金保険者との間の通知に関する規定等を定めること
- 地方道譲与税及び石油ガス譲与税について、譲与の基準の対象に一定の高速自動車国道が追加されたことに伴い、所要の規定の整備を行うこと

3. 施行期日

原則として、公布の日

(納税者にとって利益となるものは平成20年4月1日に遡って適用、不利益となるものは遡及せず適用)